

## 神戸市障害者等緊急一時保護事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日改正  
神戸市保健福祉局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、緊急に保護が必要な障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に短期入所実施施設等に短期間入所させる神戸市障害者緊急一時保護事業（以下「事業」という。）を行うことにより、障害者及びその家族の福祉の向上と家庭生活の安定を図ることを目的とする。

### (利用対象者)

第 2 条 事業の利用対象となる障害者等は、市内に居住地を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、障害児については、こども家庭局こども家庭センターと協議の上、福祉事務所長が認めた者に限る。

(1) 虐待等により、養護者と隔離する必要がある場合で、一時的に保護が必要な者

(2) 養護者の死亡、緊急入院及び葬祭等の事情により、介護を受けることができない状態である場合で、一時的に保護が必要な者

(3) 前二号に掲げるほか、緊急やむを得ないと福祉事務所長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害者等は、利用対象者としな

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定に基づき、医療機関等に入院させるべき者

(2) 医療機関で医療を受ける必要があると認められる者

### (事業の実施)

第 3 条 神戸市は、事業の実施について、指定短期入所事業を実施し、かつ適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等(以下「事業実施法人」という。)に委託するものとする。

### (利用期間)

第 4 条 事業を利用できる期間は、原則として 7 日以内とする。ただし、福祉事務所長がやむを得ないと認めるときは、福祉局障害者支援課と協議の上、1 回に限りこの期間を 7 日以内で延長することができる。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、障害者緊急一時保護事業利用申請書(様式第1号)を居住する区の福祉事務所に提出しなければならない。ただし、事業を利用しようとする者が障害児である場合には、その保護者が提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、必要と認めるときは、前項に規定する申請書のほか、健康診断書の提出を求めることができる。

3 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の措置(以下「措置委託」という。)を講じる場合には、省略することができる。

(利用の決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、利用対象者及びその家族の状況の調査を行い、福祉局障害者支援課と協議の上、事業実施法人と調整のうえ利用の可否を決定するとともに、その結果として障害者緊急一時保護事業決定通知書(様式第2号)を当該申請を行った者に通知し、その写しを事業実施法人及び福祉局障害者支援課に送付するものとする。

2 福祉事務所長は、障害者緊急一時保護事業の決定をしたときは、事業実施法人に対し、障害者虐待一時保護事業利用依頼書(様式第3号)を交付し、事業実施法人は、福祉事務所長に対し障害者緊急一時保護事業利用受託書(様式第4号)を交付するものとする。

(事業の利用変更)

第7条 第5条に定める申請をし、事業の利用変更をしようとする者は、障害者緊急一時保護事業利用変更申請書(様式第5号)を福祉事務所長に提出をするものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対して障害者緊急一時保護事業利用変更決定通知書(様式第6号)を当該申請者に通知し、その写しを事業実施法人及び福祉局障害者支援課に送付するものとする。

(事業の中止)

第8条 福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業を中止することができる。

- (1) 第2条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (2) その他福祉事務所長が適当でないと認めるとき。

2 福祉事務所長は、事業を中止する際には、障害者等緊急一時保護事業中止決定通知書(様式第7号)を当該申請者に通知し、その写しを事業実施法人及び保健福祉局障害福祉部障害者支援課に送付するものとする。

(利用者等の負担)

第9条 利用者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項に規定する利用者負担及び事業に要する経費のうち事業実施法人の定める飲食物費相当額等を負担するものとする。

2 前項に規定する負担額は、事業実施法人が徴収するものとする。

3 措置委託を講じる利用者のうち第2条第1項第1号に該当する利用者については、第1項の規定は適用せず、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に定める徴収金及びその他必要に応じて発生した実費を負担するものとする。

(費用の負担)

第10条 委託事業に要する費用(前条の規定により利用者等が負担するものを除く。)は、予算の範囲内で神戸市が支弁する。ただし、委託金額は、神戸市が指定する利用日数を越える利用があった場合は、その越える利用について、別表に定める控除額を控除した額(控除額がマイナスとなる場合は0)とする。

(細則)

第11条 この要綱に規定するもののほか、本委託事業の実施に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。